

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項の一部改正について

改正理由：給付金の返還対象者を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (給付金の返還等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、既に貸与を受けた給付金全額を返還計画に基づき大学に返還しなければならない。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 教育学研究科を修了後、国公立の<u>幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校又は文部科学大臣から国内の小学校、中学校及び高等学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けた日本人学校及び私立在外教育施設の教員（正規採用又は臨時的任用（育児休業等の代替教員として臨時的に任用された者）に限る）</u>以外の職に就いた者 2～3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (給付金の返還等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、既に貸与を受けた給付金全額を返還計画に基づき大学に返還しなければならない。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 教育学研究科を修了後、国公立の<u>学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等）の教職</u>以外の職に就いた者 2～3 〔省略〕 〔省略〕